

杉並区

パートナーシップ制度利用の手引



杉並区

～目次～

制度を利用できる方.....	1
手続きの流れ.....	2
届出に必要なもの	3
交付書類.....	5
受理証等の再交付・記載事項の変更・返還について	7
Q&A	8

杉並区パートナーシップ制度とは

杉並区では、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」（令和5年4月1日施行）を制定し、その取組の一環として、杉並区パートナーシップ制度を令和5年4月24日から運用するものです。この制度は、パートナーシップ関係(※)にある、性的マイノリティのカップルの生活上の不便を軽減するため、パートナーシップ届出を受理したカップルに、区がパートナーシップ届受理証等を交付するものです。

※パートナーシップ関係

双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係をいう。

お問い合わせ先・予約窓口

杉並区区民生活部管理課男女共同犯罪被害者支援係

所在地 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-5307-0326

FAX 03-5307-0681

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

ホームページ



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1086651.html>

1 制度を利用できる方

杉並区パートナーシップ制度は、双方、又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約したカップルが利用できる制度です。

利用に当たっては、以下の項目を全て満たしていることが必要です。

- (1) 成年（18歳以上）に達していること
- (2) 結婚していないこと及び届出者以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- (3) 近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと）でないこと。
- (4) 杉並区民であること。（3カ月以内に転入予定の方を含む）



2 手続きの流れ

要件・届出書類確認

対象者の要件と届出に必要な書類をご確認ください。

⇒対象者の要件は1ページ、届出の必要書類は3ページ参照



届出の事前予約

届出に当たっては、希望日時の2カ月前～7日前までに男女共同・犯罪被害者支援係までお電話ください。日程の調整と必要書類の確認を行います。

事前予約電話番号：03-5307-0326



届出

事前予約をした届出日時に、必要書類をお持ちのうえ、男女共同参画担当の窓口（西棟7階）へお二人でお越しください。手続きにあたっては、プライバシーに配慮した個室を用意します。



受理証の交付

・届出書類の確認後、原則当日に受理証を交付します。

（必要書類の確認、受理証の交付に1時間程度お時間をいただきます。なお、書類に不備等がある場合、即日発行できないことがあります。）

・杉並区に転入予定の方には、転入予定者受理証を交付します。3カ月以内に、杉並区在住を証明する住民票の提出をお願いします。転入予定者受理証と引き換えに、受理証を交付します。



3 届出に必要なもの

届出をするには、本人確認と要件確認のため、以下の書類が必要です。

- (1) パートナーシップ届（第1号様式）及びパートナーシップ届出要件確認書（第2号様式）
- (2) 住民票の写し（転入予定の場合は、転出証明書、賃貸借契約書の写しなど、その事実が確認できる書類）
 - ・届出日以前3ヵ月以内に交付されたものに限りします。
 - ・同一世帯の場合は、1通でかまいません。（世帯主との続柄を記載してください）
 - ・本籍地の記載は不要です。
 - ・住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略してください。
- (3) 現に婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍謄抄本、独身証明書等）
 - ・届出日以前3ヵ月以内に交付されたものに限りします。
 - ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書又は独身証明書とその日本語訳（海外で同じパートナーと結婚をされている方は、結婚証明書とその日本語訳）
- (4) 本人確認書類
 - ・顔写真付きの書類の場合は1点、顔写真なしの場合は2点提示してください。

顔写真付き（例）	顔写真なし（例）
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カード・その他官公署が発行した免許証、許可証等	<ul style="list-style-type: none">・健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証・年金手帳、年金証書・その他

◆通称名の記載を希望する場合

- ・日常生活において当該通称名の使用が確認できる書類（通称名が記載された健康保険証や顔写真付きの社員証等）

◆生計を一にする子の記載を希望する場合

- ・子の記載に関する届出書（第5号様式）
- ・「世帯主との続柄」を記載した住民票の写し等、双方又は一方の子であり、生計を一にしている未成年であることが確認できる書類
- ・届出日以前3ヵ月以内に交付されたものに限ります。

◆パートナーシップ届受理証カードの交付を希望する場合

- ・パートナーシップ届受理証カード交付申請書（第6号様式）

◆公正証書等受理証の交付を希望する場合

- ・パートナーシップ公正証書等受理証交付申請書（第9号様式）
- ・互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことについて合意した旨を明記した公正証書の正本又は公証人の認証を受けた私署証書の原本（外国語で記載されたものを除く。）

4 交付書類

パートナーシップ届が受理された場合、下記の書類を交付します

(1) パートナーシップ届受理証

パートナーシップ届が受理されたことを証明するものです。
お二人に一部交付します。

第 号 受理日

パートナーシップ届受理証

氏名 氏名

住所 住所

発給日

杉並区長 印

(受理証イメージ)

(2) パートナーシップ届受理証カード (有料：1通 350円)

パートナーシップ届が受理されたことを証明する携帯用カードです。
希望する場合に交付します。

(表)

第 号 受理日

パートナーシップ届受理証カード

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例第9条第4項の規定に基づき、パートナーシップ届を受理したことを証します。

本人 様生

パートナー 様生

発行日 杉並区長 印

(裏)

戸籍上の氏名等

本人 パートナー

氏名 氏名

住所

このカードは、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した二人であることを杉並区に届け出たことを証するものです。
法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

(受理証カードイメージ)

(3) 公正証書等受理証

公正証書等が受理されたことを証明するものです。希望する場合に交付します

The image shows a form titled "パートナーシップ公正証書等受理証" (Partnership Fairness Certificate Acceptance Certificate). At the top, it has fields for "届出番号(届出受理番号)" (Registration Number) and "受理日" (Acceptance Date). Below the title is a green logo. The form contains two columns for personal information: "氏名" (Name) and "種別" (Type) for two individuals, and "住所" (Address) for each. A paragraph of text explains that the certificate is issued to recognize the mutual respect and cooperation between partners, based on the provisions of Article 9, Paragraph 2 of the Act on the Advancement of Partnerships. At the bottom, there is a field for "発行日" (Issuance Date) and a red square stamp containing the text "杉並区長 岸本 聡 印" (Seal of the Mayor of Suginami Ward, Tomoko Kishimoto).

(公正証書等受理証イメージ)

5 受理証等の再交付・記載事項の変更・返還について

受理証の再交付等を申請する場合には、事前に予約の上、以下の申請に必要な書類をお持ちください。 事前予約電話番号：03-5307-0326

(1) 受理証の再交付

受理証を亡失や破損等により再交付を希望する場合は、再交付申請を受け付け、新たな受理証を交付します。

(2) 届出事項の変更について

氏名、住所等の届出事項に変更があった場合、受理証の記載事項を変更いたします。

(3) 受理証の返還について

パートナーシップ関係の解消や、パートナーの双方又は一方が区外へ転出するなど、制度の対象要件を満たさなくなった場合は、受理証を返還していただきます。なお、返還された受理証は、希望に応じて穿孔処理により無効化した形で返却します。

【申請に必要な書類】

(1) 再交付	・パートナーシップ届受理証等再交付申請書（第11号様式）
(2) 届出事項の変更	・届出等事項変更届（第10号様式） ・変更があったことを証明できる書類
(3) 返還	・パートナーシップ届受理証等返還届（第12号様式）



本人確認書類（3ページ参照）、交付済みのパートナーシップ届受理証

6 Q&A

Q1：パートナーシップ制度の目的はなんですか？

A1：性の多様性が尊重される地域社会の実現に資する取組の一環として、パートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するために、パートナーシップ制度を創設・運用を行うものです。

Q2：パートナーシップ制度と婚姻は何が違うのですか？

A2：婚姻は法律に基づく制度であり、財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利・義務が発生します。杉並区のパートナーシップ制度は、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき実施する制度であるため、法律上の権利・義務は発生しませんが、可能な範囲で性的マイノリティのカップルに配偶者と同等のサービスを提供するものです。

Q3：制度を利用するのに費用はかかりますか

A3：パートナーシップ届受理証、公正証書等受理証の交付は無料です。希望に応じて交付するパートナーシップ届受理証カードは手数料（1通 350円）がかかります。また、届出に必要な書類の交付手数料などは自己負担となります。

Q4：杉並区民でないと制度を利用できませんか。

A4：双方が区内に住所を有することを前提としています。また、3カ月以内に区に転入予定の場合、転入前に届出を行うことができます。その場合、転入予定の方には、転入予定者受理証を交付しますので、杉並区に住民票を移した後に、男女共同・犯罪被害者支援係へ住民票の写しをご持参ください。確認後、受理証を交付します。

Q5：パートナーと同居していないと届出できませんか？

A5：必ずしも同居している必要はありませんが、「互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した二人」であることが必要です。

Q6：受理証は即日交付されますか？

A6：書類等に不備がなく、要件に満たしていると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認のため1時間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

Q7：代理人や郵送での届出を行うことはできますか。

A7：届出者の本人確認とお二人の意思確認をする必要があるため、代理人や郵送ではなく、お二人そろって窓口へお越しください。ただし、受理証の再交付、記載事項の変更や返還はお一人でも結構です。

Q8：届出の際にはプライバシーは守られますか？

A8：届出は事前予約制とし、プライバシーに配慮し個室で行います。

Q9：外国籍でもパートナーシップ制度を利用できますか？

A9：外国籍の方も対象者の要件に合致すれば、パートナーシップ制度を利用することができます。

Q10：通称名の記載はできますか？

A10：日常的に通称を使用していることが確認できる場合には、受理証等に通称名を使用することが可能です。その場合には、受理証等に戸籍名を併記いたします。

Q11：養子縁組をしています、届出できますか？

A11：パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は、届出可能です。

Q12：パートナーシップ届受理証を提示すると、どのようなサービスが受けられますか？

A12：日常生活のさまざまな場面で手続きが円滑になるほか、公営住宅の入居等、新たなサービスが受けられるようになります。利用できる行政サービスについては、区ホームページ(以下URL)に掲載しています。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1086651.html>

杉並区パートナーシップ制度利用の手引き（第1版）

令和5年4月発行

杉並区区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代表)